

令和3年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第4回）

日時：令和3年10月20日（水）午後7時から

場所：保健センター2階 健康増進室

次 第

1. 会長あいさつ

2. 答申

3. 報告事項

(1) 令和2年度特定健診・特定保健指導にかかる法定報告（暫定）について
（健康課より）

4. その他

3 那国運第 1 号
令和 3 年 1 0 月 2 0 日

那珂川市長 武末 茂喜 様

那珂川市国民健康保険運営協議会
会長 津 留 渉

那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

令和 3 年 7 月 1 日付 3 那市第 1 0 4 4 号で諮問のあったことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

令和 4 年度の那珂川市国民健康保険税率を次のとおりとすることが適当である。

(1) 医療給付費分

所得割 6.9%を7.08%に改定すること。

均等割 25,000円を25,800円に改定すること。

平等割 25,000円を25,800円に改定すること。

(2) 後期高齢者支援金等分

所得割 1.7%を1.98%に改定すること。

均等割 6,500円を7,400円に改定すること。

平等割 6,500円を7,400円に改定すること。

(3) 介護納付金分

所得割 1.3%を1.61%に改定すること。

均等割 13,000円を15,500円に改定すること。

2. 答申理由

本市の国民健康保険財政運営は、特別会計のみで運営することが難しく、毎年一般会計から赤字繰入を行っている状況である。また、本市の現行税率は福岡県が示す「標準保険料率」と大きく乖離しており、税率を改定しなければ、一般会計からの赤字繰入を解消することは非常に厳しい状況である。

一方、昨年度は、先行きの見えない新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度の税率の改定を見送ることを本協議会の附帯意見として答申を行ったところである。

このような状況の中で、令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しつつも、赤字繰入を削減し、本市の国民健康保険制度の安定的な運営を図るためには、被保険者の一定の税負担は増えるものの税率の改定はやむを得ないと考える。

これらのことを踏まえ、本協議会では、以下のような意見で一致した。

- (1) 中長期的な視点を持ち、国民健康保険の財政運営を行う
- (2) 被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し、令和6年度までに「標準保険料率」の水準まで改定する
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を考慮し、被保険者の負担増に配慮した改定を行う
- (4) 令和4年度の税率の改定については、令和3年度の「標準保険料率」と現行税率を比較し、その差のうち、所得割については1/3相当、均等割および平等割については、1/4相当を引き上げる
- (5) 令和5年度の税率の改定については、今後の新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢に配慮したうえで、再度本協議会で協議する

3. 附帯意見

- (1) 税率の改定を行うが、市においては、国民健康保険財政健全化に向けて引き続き努めること。
- (2) 国民健康保険事業の運営状況について、検証を行ったうえで本協議会に毎年度報告を行い、市全体にも公表を行うこと。
- (3) 税率改定にあたって、被保険者への周知活動を十分に行い、被保険者の理解を得るよう努めること。

未就学児の均等割軽減について

【概要】

- 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が9月10日に公布されたことに伴うもの
- 「子育て世帯の経済的負担軽減」の観点から、未就学児分の均等割を5割軽減する

【開始時期】

令和4年度分の国保税

【対象者】

未就学児（小学校就学前）

※全国で約70万人、那珂川市400人強（見込）

【軽減割合】

5割軽減

※現在の2割・5割・7割軽減該当者も対象となる

（7割軽減該当者の場合、残りの3割部分の5割軽減となるため、

$7割 + (3割 \times 1/2) = 7割 + 1.5割 = 8.5割$ 軽減)

【今後】

国保税を定めた条例の改正が必要なため、令和4年3月議会に上程し、

可決されれば令和4年度分の国保税から軽減を行う

新旧比較対照表

現 行	改 正 後
<p>本則 (国民健康保険税の減額) 第23条</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 _____ 円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 _____ 円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 _____ 円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 _____ 円</p>	<p>本則 (国民健康保険税の減額) 第23条 略</p>

特定健診・特定保健指導実施状況(令和2年度・暫定値)

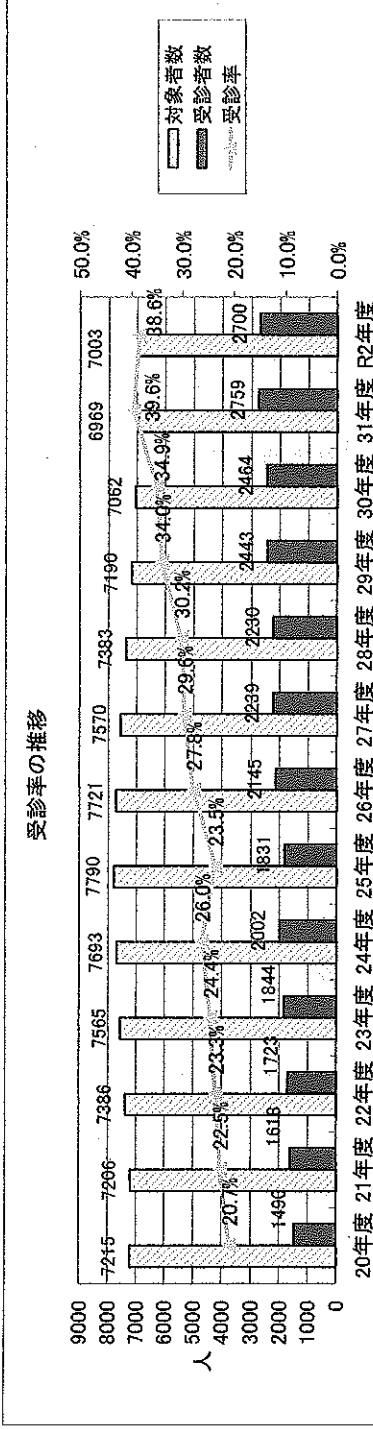
① 令和2年度特定健診について(R3.10.18時点暫定値)

対象者数				健診受診者数				受診率	
人	男性	女性	人	男性	女性	人	人	男性	女性
7,003	3,326	3,677	2,700	1,196	1,504	38.6%		36.0%	40.9%

<受診者内訳>

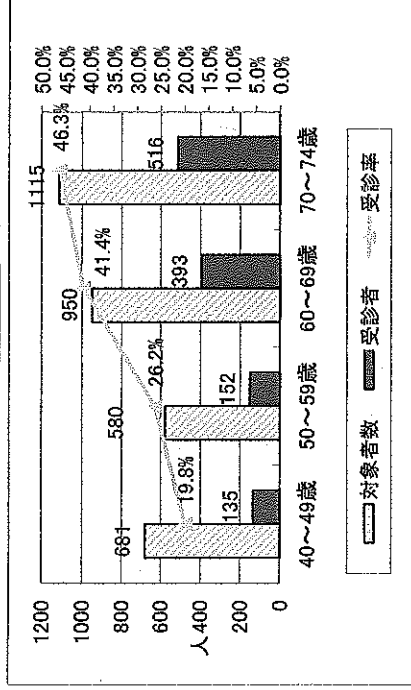
合計	性別		年齢	
	男	女	40～64歳	65～74歳
2,700	1,196	1,504	873	1,827
	44.3%	55.7%	32.3%	67.7%

<受診率の推移>

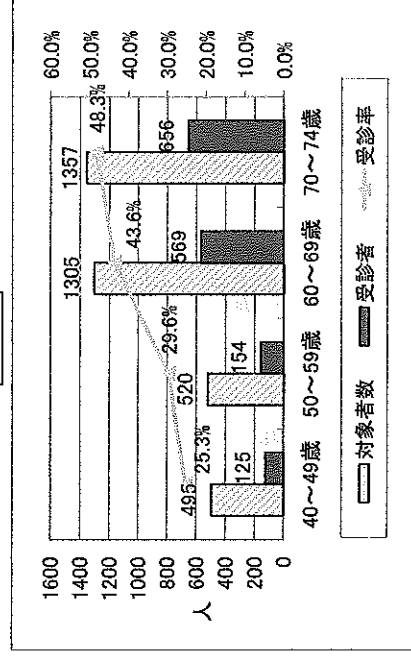


<年代別、男女別の受診者数>

男性



女性



【令和3年度の受診率向上の取組について】

- ・情報提供依頼書を全員に送付
- ・業者委託による対象者の選定、ハガキ送付
- ・電話勧誘、訪問勧誘の実施
- ・医療機関を回り、医師への健診勧奨依頼実施

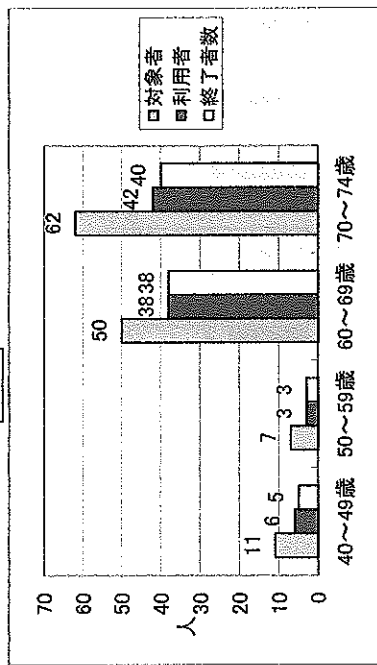
② 令和2年度特定保健指導について(R3.10.18時点暫定値)

保健指導区分	対象者数(A)		利用者数		終了者数(B)		終了率(B/A)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
動機付け支援	207	130	143	89	140	86	67.6%	66.2%
積極的支援	83	77	48	54	42	54	50.6%	70.1%
(再掲)								
動機付け支援相当			0	0	0	0		
積極的支援			4	4	4	4		
モデル実施				0		0		
合計	290	290	191	191	182	182	62.76%	62.76%

<年代別、男女別の保健指導状況>

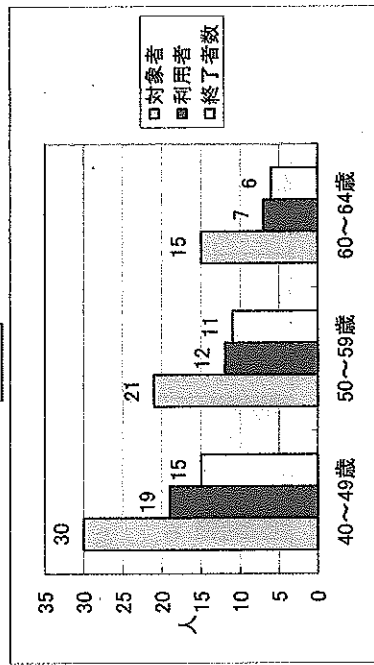
◆動機付け支援

男性

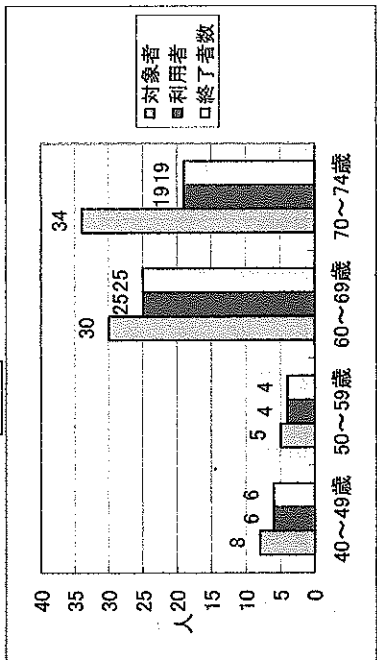


◆積極的支援

男性



女性



女性

